

関西大学経済人クラブ規約

第1章 名称及び事務所

第1条（名称）

本会の名称は、関西大学経済人クラブとする。

第2条（事務所）

本会は事務所を関西大学校友会本部内におく。

第2章 目的

第3条（目的）

本会は会員相互の親睦と啓発を図ることを目的とする。

第3章 会員

第4条（会員）

- 1 本会は関西大学校友の産業人のうち、企業経営者・管理職等、士業等、その他これらに準ずる者で組織する。
- 2 会員は、本規約並びに決定事項を遵守し、前条の目的達成に向け協力し、一致団結する事とする。
- 3 会員が、本会の名を使用して活動を行う場合は、会長若しくは副会長の承認を得ることとする。
- 4 会員は、現在、暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

第5条（入会）

本会の入会は、本会会員1名の推薦を得たうえで所定の申込書を提出し、運営委員会での承認を得ることを要する。なお、入会金は10,000円とする。

第6条（退会）

次に掲げる事由があった場合、会員は退会するものとする。

- ① 会員本人の申し出
- ② 会員の死亡
- ③ 会費の未納
- ④ 本規約に反する行為を行った者
- ⑤ 役員会の決議による者

第4章 役員

第7条（役員）

1 本会は次に掲げる役員をおく。

- ①会長 1名
- ②副会長 3名
- ③代表幹事 1名
- ④副代表幹事 3名
- ⑤会計監査 2名
- ⑥幹事 若干名

2 役員は、会員の中から総会の決議により決定する。なお、役員会の決議により役員を増員・補充することができるものとする。

3 役員及び会計監査の選出に先立ち、その候補者を指名するため、指名委員会を置く。

第8条（職務内容）

- 1 会長は本会の代表者として職務を全うする。
- 2 副会長は会長を補佐し、その職務を代行する事が出来る。
- 3 代表幹事は役員会を招集し、本会の検討事項を審議し円滑な運営を図る。
- 4 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、本会が円滑に運営されるよう補助する。
- 5 会計監査は資金の管理を適正に行い、定期に会長の閲覧を受けるものとする。
- 6 幹事は本会の運営に協力しなければならない。

第9条（役員会）

- 1 役員は、役員会を構成する。
- 2 役員会は、年2回開催し、役員は出席する義務を負う。
- 3 役員会の決議は、出席役員の多数決により決定する。可否同数の場合は会長一任とする。
- 4 総会は会長が招集する。

第10条（役員任期等）

- 1 本会の役員は、改選年度の第1回役員会において選出し、その後、最初に開催される例会において承認を得るものとする。その任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 必要に応じて臨時の役員会で、役員の増減を決めることができる。その場合は直近の例会で承認を得、任期は上記任期の残存期間とする。

第11条（顧問等）

- 1 本会に名誉顧問、名誉会長、名誉副会長、顧問、参与、相談役を置く事が出来る。
- 2 名誉顧問、名誉会長、名誉副会長、顧問、相談役は役員会がこれを推薦し、総会の承認を得る事とする。ただし学校法人関西大学理事長は名誉会長に、関西大学学長は名誉副会長に、関西大学校友会会長は顧問に、関西大学校友会事務局長は参与に推薦する。
- 3 本会の名誉会長、名誉副会長、顧問が、その役を退任したときは名誉顧問に推薦する。
- 4 本会の会長、副会長が、その役を退任したときは相談役に推挙する。

第12条（運営委員会）

- 1 運営委員会は、会長、副会長、代表幹事、副代表幹事、その他会長が任命した者で構成し、会の運営執行を協議する。開催日程等については、会長もしくは代表幹事により決定する。
- 2 運営委員会には、その他の幹事及び会員も必要に応じて出席することができる。

第5章 会費

第13条（年会費）

本会の年会費は20,000円とし、例会等の当日出席会費はその都度徴収する。

第14条（優待会員）

年齢が3月31日までに満80歳に達した会員は、次年度より優待会員として処遇され、前条に規定する年会費の負担を要しない。

第6章 総会

第15条

- 1 総会は年1回開催する。但し必要に応じて臨時総会の開催を認める。
- 2 総会は役員会の決議を経て、会長が招集する。
- 3 会員は、10名以上の連署をもって、会長に対し、総会の招集を請求することができる。
- 4 前項の場合、会長は、遅滞なく総会を招集しなければならない。
- 5 総会の議長は会長が行う。但し副会長、代表幹事が会長の指名を受けて代行する事ができる。

第16条（総会決議事項）

次に定める事項は総会の決議、又は承認を得なければならない。

- 1 規約の改定
- 2 決算報告
- 3 事業報告
- 4 会費の徴収
- 5 その他重要な事項

第17条（議決方法）

総会の決議は、出席会員の多数決により、可否同数の場合は議長一任とする。ただし、本規約の改正の決議は、出席会員の3分の2以上の賛成を要する。

第7章 会計

第18条

- 1 本会の経費は、年会費、寄付金、その他の収入によってこれに充てる。
- 2 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日迄とする。

第8章 雑則

第19条

本規約施行に必要な細則は、運営委員会において決定する。

以上

【2017年6月19日 改定】